

枚方市告示第 357 号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定により、枚方市国民健康保険料の差押調書（謄本）を送達しようとしたが、送達を受けるべき者の所在が不明で送達することができないので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、公示送達に係る関係書類は、市民生活部保険納付課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年6月19日

枚方市長 伏見 隆

送達を受けるべき者

松岡 真人

〈 以 下 余 白 〉